

別表第1号(第2条関係)

住宅の不良度判定基準(鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。)(外観目視により判定できる項目)

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高 評点	判定				
1	構造一般 の程度	(1) 基礎	ア. 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石 であるもの	10	30					
			イ. 構造耐力上主要な部分である基礎がない もの	20						
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25						
2	構造の腐 朽又は破 損の程度	(3) 基礎、 土台、柱又 は梁	ア. 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐 朽し、又は破損しているものなど修繕を要す るもの(小修理)	25	100					
			イ. 基礎の不同沈下のあるもの、柱の傾斜が 著しいもの、梁が腐朽し、又は破損してい るもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破 損があるものなど大規模修繕を要するもの (大修理)	50						
			ウ. 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は 変形が著しく崩壊の危険があるもの(修理不 能)	100						
		(4) 外壁	ア. 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損に より、下地の露出しているもの	15						
			イ. 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損に より、著しく下地の露出しているもの又は壁 体を貫通する穴が生じているもの	25						
		(5) 屋根	ア. 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあ り、雨漏りのあるもの	15						
			イ. 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、 軒の裏板、たる木等腐食したもの又は軒のた れ下がったもの	25						
			ウ. 屋根が著しく変形したもの	50						
		3	防火上又 は避難上 の構造の 程度	(6) 外壁			ア. 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30	
							イ. 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以 上あるもの	20		
(7) 屋根	屋根が可燃材料でふかれているもの			10						
4	排水設備	(8) 雨水	雨どいがないもの	10	10					
住宅の不良度判定評定の合計										
備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評定は、当該評定内容に応ずる各評定のうち最も高い評点とする。										